

# 東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱

4北教子字第1972号

令和4年7月15日区長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、予算の範囲内において、公正証書の作成費用、養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料及び裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する際の費用の補助を行うことにより、ひとり親家庭で育つ子どもの生活を守り、健やかな成長を実現するとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 衣食住に必要な経費、教育費、医療費その他の子が経済的・社会的に自立するまでに要する費用をいう。
- (2) ひとり親等 母子家庭及び父子家庭の父母又はこれに準じるものをいう。
- (3) 養育費立替保証 ひとり親等が受け取れなかった養育費を、保証会社等が立て替えて支払う等の方法により、養育費の確保を行うものをいう。
- (4) 裁判外紛争解決手続（ADR） 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続（弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施するものに限る。）をいう。

## (対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、北区の区域内に住所を有し、養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者であって、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 公正証書の作成費用の補助 次のいずれにも該当すること。
  - ア 養育費の取決めに関する公正証書の作成費用を負担したこと。
  - イ 過去にこの要綱による公正証書の作成費用に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料の補助 次のいずれにも該当すること。
  - ア 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
  - イ 過去にこの要綱による養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料に係る補助金の交付を受けていないこと。
  - ウ 保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
  - エ 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料を負担したこと。
- (3) 裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する際の費用の補助 次のいずれにも該当すること。
  - ア 養育費等に係る取決めを行うため、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用していること。
  - イ 裁判外紛争解決手続（ADR）の申込料、依頼料等の費用を負担していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書の作成費用の補助 次に掲げる経費

ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号）第9条に規定する手数料のうち、養育費の取決めに関する公正証書の作成に要した費用で、対象者が負担した手数料

イ 公正証書の作成に必要な戸籍謄本等の取得に関する添付書類取得費用、収入印紙代及び郵券代

(2) 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料の補助 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として申請者が負担する費用

(3) 裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する際の費用の補助 裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用のうち一回目の期日に係るもの（弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）

2 補助対象経費の額は、前項第1号及び第2号に掲げる経費についてはそれぞれ5万円、同項第3号に掲げる経費については3万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書の作成日、養育費立替保証に係る契約の締結日又は裁判外紛争解決手続（ADR）の1回目の調停期日の翌日から起算して6か月以内に東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて、区長に提出するものとする。ただし、区長は、当該書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

(1) 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本（申請日時点において発行後3か月以内に交付されたものに限る。）

(2) 世帯全員の住民票の写し（申請日時点において発行後3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 補助対象経費の領収書等

(4) 公正証書の作成費用の補助の場合にあつては、当該公正証書

(5) 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料の補助の場合にあつては、当該契約書

(6) その他区長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び交付額を決定する。

2 区長は、申請者に対し、前項の規定により補助金を交付することを決定した場合は東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定した場合は東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

3 前項の規定により交付の決定を受けた者は、支給決定額を東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援

事業補助金請求書（別記第4号様式）により区長に請求するものとする。

（交付等）

第7条 区長は、前条第3項の規定による請求があったときは、速やかに請求者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第8条 区長は、請求者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- （2）養育費保証契約を保証期間中に解約した場合（養育費権利者の責によらない場合を除く。）

（返還）

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が定める。

付 則（令和4年7月15日4北教子字第1972号区長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、公正証書の作成日、養育費立替保証に係る契約の締結日又は裁判外紛争解決手続（ADR）の1回目の調停期日が同年4月1日以後である場合における当該公正証書の作成、当該契約の締結及び当該裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る費用に対する補助金の交付について適用する。

付 則（令和6年3月21日5北教子字第4068号区長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書

東京都北区長 殿

住 所

氏 名

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、申請者が支弁する費用に対する同要綱第4条の規定による補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 交付を受けようとする補助区分及び補助金額

区分	(1) 要した費用	(2) 補助上限額	(1) (2) のうち、 低い金額を記載
①公正証書の作成に要する費用		50,000 円	
②養育費立替保証に係る契約に 要する費用		50,000 円	
③裁判外紛争解決手続 (ADR) の利用に要する費用		30,000 円	

合計 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(①、②、③共通)

申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本（申請日時点において発行後3か月以内のもの。）

世帯全員の住民票の写し（申請日時点において発行後3か月以内のもの。）

補助対象となる経費の領収書等

その他区長が必要と認めるもの

(①のみ)

養育費の取決めを交わした公正証書

(②のみ)

保証会社等と締結した養育費保証契約書(保証期間は1年以上のものに限る。)

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書

様

東京都北区長

印

ご申請いただきました東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定いたしましたので、東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知いたします。

記

1 交付を決定した補助区分及び補助金額

- (1) 区分
- 公正証書の作成に要する費用
  - 養育費立替保証に係る契約に要する費用
  - 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要する費用

(2) 金額 金 \_\_\_\_\_ 円

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書

様

東京都北区長

印

ご申請いただきました東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定いたしましたので、東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知いたします。

記

1 不交付を決定した申請区分及び申請金額

- (1) 区分  公正証書の作成に要する費用  
 養育費立替保証に係る契約に要する費用  
 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要する費用

(2) 金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 不交付決定の理由

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金請求書

東京都北区長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

東京都北区ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、補助金として下記のとおり請求する。

記

1 請求する補助金の区分及び金額

- (1) 区分  公正証書の作成に要する費用  
 養育費立替保証に係る契約に要する費用  
 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要する費用

(2) 金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- 口座振替依頼書